

令和 8 年度「議会報告と町民との意見交換会」実施要領（案）について

1 事業の根拠

(1) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）

議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

(2) 芽室町議会基本条例第 3 条第 4 号（議会の活動原則）

議決事件を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。

(3) 芽室町議会基本条例第 4 条第 2 号（委員会及び委員長の活動原則）

町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

(4) 芽室町議会基本条例第 8 条第 5 項（町民参加及び町民との連携）

議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

(5) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

2 事業概要

(1) 日 程 令和 8 年 7 月 11 日（土）

午前：10 時～11 時 30 分、午後：13 時 30 分～15 時

(2) 場 所 めむろ駅前プラザ 2 階セミナーホール

(3) 対 応 全議員

(4) 報告事項 議員定数と報酬の見直しについて

(5) 意見交換 持続可能な芽室町議会のあり方について

3 役割分担

(1) 主 催 芽室町議会

(2) 司 会 議会運営委員会副委員長

(3) 説 明 議会運営委員会委員長

(4) 質疑応答 議会運営委員会委員長他

- (5) 受付 2人
- (6) 質疑対応（マイク） 2人
- (7) 会場設営・撤去 全員
- (8) 資料作成 議会運営委員会
- (9) 記録 2人

4 周知方法等

- (1) 周知方法 芽室町議会ホームページ・ちらし折込・新聞記事（道新・勝毎）掲載
- (2) 参集内容 町民（参加無料・事前申込不要）
※町民以外の入場規制しない
- (3) 報道対応 報道席設置、動画不可、写真可、会場外取材可
- (4) 特記事項 議会改革諮問会議委員、議会モニターへ別途案内、周知の際に報道対応ありを明記

5 今後の日程

- (1) 6月15日（月曜）9時30分～ 第6回議会運営委員会
- (2) 6月17日（水曜）11時～ 第4回全員協議会（共通認識）
- (3) 6月中旬～下旬 チラシ折り込み